

社会福祉法人宮若市社会福祉協議会 役員・評議員の報酬等に関する規程

平成 20 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 1 月 18 日改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人宮若市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条並びに第 25 条の規定に基づき、役員・評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬等)

第 2 条 会長の報酬額は、月額 40,000 円とする。

2 前項の報酬において、月の途中で異動があった場合の支給については、その月までの報酬を支給する。

3 監事の報酬は、1 回の監査につき 5,000 円とする。

4 理事・監事・評議員がその職務のため、本会の主催する会議に出席した際は、費用を弁償する。その額については、2,000 円とする。ただし、会長が、出席する際の費用弁償については、支給しないものとする。

5 その他、出張等における旅費については、宮若市職員旅費支給条例に準じて支給するものとする。その場合、費用弁償は行わない。

(公表)

第 3 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。